

高松市立国分寺中学校 生徒心得

国分寺中学校の生徒であることに自覚と誇りを持ち、次のことがらを守り学校生活を送りましょう。

第1条 登校、下校について

- 1 徒歩通学か自転車通学を原則とし、交通マナーを守って通学しましょう。
- 2 教室入室、始業時刻（8：10）、下校時刻を守りましょう。
- 3 下校の際、友人宅や商店その他に立ち寄らないようにしましょう。
- 4 登校後、校外に出る場合は、学級担任はじめ関係教師の許可を受けましょう。
- 5 遅刻、欠席、早退、欠課のときは事前に学級担任に届けましょう。

第2条 衛生と持ち物等について

- 1 定められた服装を正しく整え（服装規定参照）常に身体を清潔に保ちましょう。
- 2 頭髪は、頭髪の規定を厳守しましょう。
- 3 身体への装飾等（ピアス・ネイル・ネックレス等）はやめましょう。
- 4 貴重品、不要な金銭、携帯電話その他必要のないものを学校に持ち込まないようにしましょう。
- 5 学用品、かさ、靴などは記名し、決められた所へ正しく置きましょう。
- 6 物品、金銭の貸し借りはしないようにしましょう。

第3条 礼儀と作法について

- 1 時と場合に応じた言葉遣いを心がけましょう。
- 2 学校・家庭・地域の中で進んであいさつをしましょう。

第4条 学習について

- 1 学習用具は国中バッグに入れてすべて事前に準備し、始業の合図で学習を始められるようにしましょう。
- 2 授業を真剣に聞き、積極的に質問するなどして、学習を充実させましょう。
- 3 学校備品、消耗品は大切に使い、使用後は決められた場所へきちんと返しましょう。
- 4 毎日の生活をふりかえり、自らを伸ばすために「生活記録」を記入し、保護者と学級担任の指導・助言を受けましょう。

第5条 校内の美化について

- 1 奉仕と感謝の気持ちで、常に自ら進んできれいにしましょう。
- 2 上靴と下靴の区別をはっきりつけましょう。
- 3 清掃当番は全員協力し合って、責任を果たし、清掃用具は大切に扱い定められた場所へきちんと置き、他の区域の用具は使わないようにしましょう。

第6条 学校施設の利用

- 1 廊下は右側を静かに歩きましょう。
- 2 放送があるときは、静かに聞きましょう。
- 3 ガラスその他施設、備品を破損、紛失したときは、関係職員に届け出、指示・助言を受けましょう。(不注意が原因のときは弁償する)
- 4 休日に学校施設を使用するときは、事前に学校長の許可を受け、担当教師の指示に従いましょう。
- 5 節電、節水等省エネルギーを心がけましょう。

第7条 校外生活について

- 1 日没後の単独または友人との外出はしないようにしましょう。(日没後の外出は原則として保護者同伴とする)
- 2 友人宅での外泊は慎みましょう。
- 3 食べ歩きはやめましょう。また、飲食店へは保護者と一緒に行きましょう。
- 4 映画やカラオケ等の遊技場に行くときは、保護者と一緒に行きましょう。
- 5 生命の大切さを自覚し、オートバイ等の運転、火薬や刃物等の危険をとまなう行為は絶対にやめましょう。
- 6 違法行為(万引き・飲酒・喫煙等)は絶対にしてはいけません。
- 7 家庭において、携帯電話の必要性や危険性(ネット上のトラブルの実態)についてしっかりと話し合い、必要がない場合は携帯電話を持たないようにしましょう。
- 8 インターネットや携帯電話を使う場合は、ルールやマナーを守り、本人及び保護者の責任において行いましょう。

令和6年4月1日